

元 土 第 3 6 4 号  
令和元年8月13日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の  
徹底等について (通知)

このことについては、従来から貴団体傘下の元請業者に対する指導をお願いしているところですが、今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保については、その経営の安定・健全性を確保するために、特段の配慮が必要です。

このため、本県においては、平成3年2月5日に国土交通省が策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に掲げる順守事項等について指導徹底を図るため、建設業者に対して立入検査等を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところです。

また、国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化を推進しているところであり、本県においても同様の趣旨により、建設工事紛争審査会を設置する等により、建設業の取引適正化の推進に努めているところです。

加えて、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきていることに伴い、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第30号。以下「改正建設業法」という。)が本年6月12日に公布され、同日から1年半以内に施行されることとなっております。また、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等を規定する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正品確法」という。)が本年6月14日に公布され、同日から施行されたところです。

しかしながら、元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが依然として存在すると指摘されているところがあります。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、発注者や利用者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設業者の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところですが、未だ不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故が多発しており、極めて遺憾な状況であることから、施工管理とりわけ安全管理のより一層の徹底が求められているところです。

このような中、本県においては、平成24年度から国等関係機関と連携のうえ社会保険等未加入対策として、建設業許可・経営事項審査時における加入状況の確認・指導を行うとともに、平成27年4月以降に入札公告する県発注工事において未加入業者に対する指導強化措置を実施しており、平成29年10月からは全ての工事で二次下請以下の建設企業についても社会保険等加入企業に限定するなど、更なる保険加入の推進・支援を通じた建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めているところです。

については、関係法令や指針等の遵守について、貴団体傘下の建設業者の現場事務所まで周知徹底いただきますよう、格段の指導をお願いいたしますとともに、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等についても引き続き指導を徹底いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積り依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積り期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、法定福利費、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。加えて、当初の契約通り工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により、追加工事又は変更工事の着工前に書面による見積り依頼及び見積書の提出を徹底すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項として、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（平成 27 年 7 月 30 日付国土建労第 150 号）の内容についても周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

## 2. 社会保険等への加入徹底について

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要です。

社会保険加入対策については、平成 24 年度から建設業許可・経営事項審査時における加入状況の確認・指導を行うとともに、平成 27 年 4 月以降に入札公告する県発注工事において未加入業者に対する指導強化措置を実施しており、平成 29 年 10 月からは全ての工事で二次下請以下の建設企業についても社会保険等加入企業に限定するなど、社会保険加入の徹底に努めているところです。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）の改正により、公共工事等を実施する者は、元請負人に限らず全ての下請負人も含め、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者等の責務として規定されたところです。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における適正な法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）の確保に努めること。また、下請負人に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請け契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、平成 29 年 7 月、建設工事標準請負契約約款が改正され、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定が新設されたことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

### 3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第 19 条に基づき、該当する建設工事の着工前に書面により契約することを徹底し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

おって、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。また、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに知事又は建築主事を置く市に、分別解体等の計画等について届出が必要であることに留意するとともに、発注者に対しては、当該事項に関し書面を交付して説明するほか、下請負人に対しては、当該事項を告知すること。

### 4. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休 2 日の推進等について

本年 4 月 1 日より施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）において、建設業については、令和 6

年4月より、罰則付きの時間外労働規則の一般則を適用するとされております。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等について日の推進等の休日確保など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取り組みを強力に推進するため、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）や改正建設業法・改正品確法の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保の推進に努めること。

#### 5. 施工管理及び安全管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工所用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

工事現場における作業員の安全対策については、労働災害事故が多発している現状を踏まえ、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全管理体制の確立に努め、作業環境の整備や作業員の体調管理にも十分な配慮を行うこと。また、公衆災害や労働災害が発生した場合、労働基準監督署からの是正勧告等を受けた場合、その他関係法令に違反した場合には、建設業許可行政庁への速やかな報告に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を義務づけられており、これを徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲げることとされているので、あわせて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成26年12月25日付国土建第203号）においても現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事現場に配置する主任技術者の専任に係る取扱いの改正について」（平成26年2月12日付25土第820号）及び「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成30年12月14日付30土第658号）に十分留意すること。

## 6. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

## 7. 下請代金の支払について

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年3月12日通商産業省告示第82号。最終改正平成28年12月14日経済産業省告示第290号）及び「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）に基づき、元請人は下請人に対し、法定福利費を含む下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請人と下請人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定すること。

手形期間については、90日以内で、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うように留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金

の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

#### 8. 下請負人への配慮等について

元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。その際、国土交通省及び都道府県発注工事においては、予定価格に社会保険料の事業主負担分及び本人負担分が反映されていることを十分留意すること。また、特に、建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、元請負人は、県及び県内 20 市町発注の公共工事について中間前払金制度が導入済みであることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、国や県、市町の工事については「地域建設業経営強化融資制度」や「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第 24 条の 6 において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第 19 条、第 24 条の 3、第 24 条の 5 等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第 41 条第 2 項及び第 3 項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

#### 9. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

建設業の高齢化が進展する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。品確法においても、適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善が受注者の責務として規定された（第 8 条）ところである。

また、技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、公共工事設計労務単価については、最近の技能労働者の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、平成 25 年 4 月以降こ

れまで7度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに技能労働者への適切な賃金水準の確保について周知徹底をお願いしてきたところであるが、未だ十分とは言えない状況である。各団体及び建設業者においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、現場を支える技能労働者に対して公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえた適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

また、国土交通省においては、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設し、同年4月から本格運用が開始された品確法に基づく

「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口の活用について周知に努めること。

#### 10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行され、これに伴い、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年12月6日付25土第658号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付国土建推第31号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年4月11日付26土第39号）を通知したところであり、これらを踏まえ、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行うことなく適切な対応を行うこと。

特に、令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることに十分留意すること。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されており、また、地方整備局等の「駆け込みホットライン」のほか、愛媛県経営支援課、県民生活課、税務課及び各地方局・支局商工観光室においても相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、会員企業に対し、引き続きその周知に努めること。

#### 11. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対



しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をすること。

(参考)

○平成31年度の入札・契約制度の改善について

(参照 URL)

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/keiyaku/oshirase/31seidokaizen.html>

愛媛県庁ホームページ>「県政情報」>「入札」>「入札制度」

>「平成31年度の入札・契約制度の改善等について」